

改正災害救助法に基づく救助に関する覚書

改正災害救助法（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 2 条の 2 に基づく、救助実施市の指定に向け、神奈川県（以下「県」という。）と横浜市（以下「市」という。）は下記事項に合意し、その証として本覚書 2 通を作成し相互に各 1 通を保有するものとする。

（神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施）

第 1 県及び市は、県が市の協力の下で策定する「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

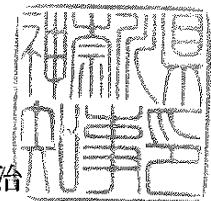
また、資源配分計画の主要事項について、今後、県、市双方の地域防災計画に反映させる。

（民間との連携強化）

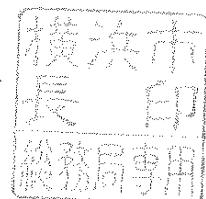
第 2 市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

平成 30 年 12 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



横浜市長 林 文 子



改正災害救助法に基づく救助に関する覚書

改正災害救助法（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 2 条の 2 に基づく、救助実施市の指定に向け、神奈川県（以下「県」という。）と川崎市（以下「市」という。）は下記事項に合意し、その証として本覚書 2 通を作成し相互に各 1 通を保有するものとする。

（神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施）

第 1 県及び市は、県が市の協力の下で策定する「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

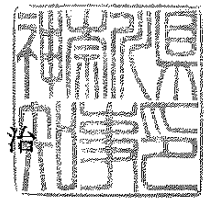
また、資源配分計画の主要事項について、今後、県、市双方の地域防災計画に反映させる。

（民間との連携強化）

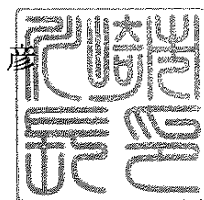
第 2 市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

平成 30 年 12 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



川崎市市長 福 田 紀 彦



改正災害救助法に基づく救助に関する覚書

改正災害救助法（平成31年4月1日施行）第2条の2に基づく、救助実施市の指定に向け、神奈川県（以下「県」という。）と相模原市（以下「市」という。）は下記事項に合意し、その証として本覚書2通を作成し相互に各1通を保有するものとする。

（神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施）

第1 県及び市は、県が市の協力の下で策定する「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

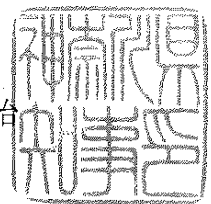
また、資源配分計画の主要事項について、今後、県、市双方の地域防災計画に反映させる。

（民間との連携強化）

第2 市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

平成30年12月27日

神奈川県知事 黒岩祐治



相模原市長 加山俊夫

